

豊川市告示第 98 号

豊川市公契約条例（平成 30 年豊川市条例第 22 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、労働報酬下限額を別表のとおり定めた。

令和 8 年 9 月 25 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

別表 労働報酬下限額

1 工事請負契約（豊川市公契約条例施行規則第2条第1号に規定する総合評価一般競争入札による工事請負契約及び同条第2号に規定する工事請負契約）

（単位：円／時間）

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2, 9 8 0	27	普通船員	2, 9 6 0
02	普通作業員	2, 5 2 0	28	潜水土	5, 1 9 0
03	軽作業員	1, 9 4 0	29	潜水連絡員	3, 3 6 0
04	造園工	2, 5 9 0	30	潜水送気員	3, 0 1 0
05	法面工	3, 4 6 0	31	山林砂防工	3, 7 1 0
06	とび工	3, 2 4 0	32	軌道工	5, 1 7 0
07	石工	3, 4 4 0	33	型わく工	3, 4 4 0
08	ブロック工	3, 5 3 0	34	大工	3, 4 0 0
09	電工	2, 8 2 0	35	左官	3, 1 1 0
10	鉄筋工	3, 1 0 0	36	配管工	2, 7 7 0
11	鉄骨工	3, 0 6 0	37	はつり工	3, 0 8 0
12	塗装工	3, 3 6 0	38	防水工	3, 1 7 0
13	溶接工	3, 4 9 0	39	板金工	3, 3 2 0
14	運転手（特殊）	3, 0 6 0	40	タイル工	2, 8 7 8
15	運転手（一般）	2, 7 2 0	41	サッシ工	3, 3 3 0
16	潜かん工	3, 8 3 0	42	屋根ふき工	2, 7 7 2
17	潜かん世話役	4, 7 4 0	43	内装工	3, 6 3 0
18	さく岩工	3, 9 6 0	44	ガラス工	3, 1 3 0
19	トンネル特殊工	4, 6 7 0	45	建具工	2, 7 7 8
20	トンネル作業員	3, 5 0 0	46	ダクト工	2, 7 6 0
21	トンネル世話役	4, 7 7 0	47	保温工	3, 1 8 0
22	橋りょう特殊工	3, 6 5 0	48	建築ブロック工	3, 5 5 9
23	橋りょう塗装工	4, 0 8 0	49	設備機械工	3, 2 0 0
24	橋りょう世話役	4, 2 8 0	50	交通誘導警備員A	2, 2 4 0
25	土木一般世話役	3, 1 3 0	51	交通誘導警備員B	1, 7 8 0
26	高級船員	3, 7 4 0			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者（給与と年金の1月あたりの合計額が支給停止調整額を超えないように賃金等を調整している者）や労働者の合意のもと、見習い（建設業の経験が1年未満）、手元等と使用者が判断する者については、1, 2 1 3円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定（豊川市公契約条例施行規則第2条第3号に規定する業務委託契約及び同条第4号に規定する指定管理者との協定）

1時間当たり1, 2 1 3円

3 適用する公契約

令和8年10月1日以後に業務を開始する公契約